

平成27年 第5回 高鍋町農業委員会 総会 議事録

1. 開催日時 平成27年5月27日(水) 午後14時から
2. 開催場所 高鍋町役場 第3会議室
3. 出席委員 13名
  - 1番 金崎 均            2番 水町 茂            3番 大西 準一
  - 5番 森崎 英明        6番 木浦 由子        7番 森 清一
  - 8番 永友 祥一        10番 加藤 重喜       11番 坂本 幸
  - 12番 宇治橋 俊美    13番 永友 清太       14番 渡瀬 俊弘会長 坂本 弘志
4. 欠席委員  
なし
5. 議事日程
  - 第1 議事録署名委員及び会議書記の指名
  - 第2 会期の決定(別記のとおり)
  - 第3 諸報告
  - 第4 同意第1号 農業委員会委員の辞任について
  - 第5 同意第2号 農業委員会委員の辞任について
  - 第6 議案第22号 農地移動適正化あっせん事業について
  - 第7 議案第23号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書承認について
  - 第8 議案第24号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画に取消について
  - 第9 議案第25号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の決定について
  - 第10 議案第26号 平成26年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価及び、平成27年度の目標及びその達成に向けた活動計画について
6. 事務局職員 事務局長 鳥井和昭            局長補佐 三笠浩三  
主 査 佐野由美

(開会14時00分)

[事務局]

それではただいまから平成27年第5回高鍋町農業委員会総会を開会いたし

ます。それでは坂本会長、会の進行をお願いいたします。

[議長]

こんにちは。本日の委員13名中全員が出席です。農業委員会等に関する法律第21条3項により総会は成立しております。

これより議事に入ります。まず日程第1の議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。高鍋町農業委員会会議規則第9条第1項の規定による議事録署名委員につきましては、議長指名とさせていただきます。

本日の議事録署名委員には、13番 永友清太委員・14番 渡瀬俊弘副会長を指名いたします。なお、本日の会議書記には、事務局職員の三笠浩三局長補佐を指名いたします。

日程第2の「会期決定」については別記のとおり、本日5月27日の1日間とすることについて、ご異議はございませんか。【異議なしの声あり】

異議なしと認めます。よって会期は、本日5月27日の1日間と決しました。議事日程第3の諸報告を事務局に求めます。

[事務局]

2ページをお開きください。諸報告。業務報告5月。1日金曜日、高鍋町みどりの少年団総会が行われました。会長・鳥井が出席しております。7日木曜日、第2回高鍋町特別融資制度推進会議が開かれております。会長・三笠補佐が出席しております。8日金曜日、高鍋町農業者年金受給者協議会総会が行われました。農業委員から、11名の農業委員さんに参加していただいています。事務局は、全員出席しております。12日火曜日、児湯農業改良普及事業推進協議会監査が行われました。会長が出席しております。15日金曜日、西都児湯市町村農業委員会連絡協議会通常総会が開催されております。会長・鳥井が出席しております。19日火曜日、尾鈴地区農業水利総合開発事業促進協議会総会が行われております。会長が出席しております。20日水曜日、現地調査を行っております。加藤委員・森委員・永友祥一委員・事務局からは鳥井が出席しております。21日木曜日、宮崎県農業会議第412回常任議員会議が行われております。会長が出席しております。22日金曜日、西都児湯市町村農業者年金受給者協議会通常総会が行われております。会長・佐野主査が出席しております。27日水曜日、農業委員会総会。全委員・全職員出席です。明日になります28日木曜日、明後日29日、平成27年度全国農業委員会会長大会が東京で開催されます。会長が出席いたします。

続きまして業務計画【6月】です。1日月曜日、児湯農業改良普及事業推進協議会総会が14時から児湯農業改良普及センターで開催されます。会長が出席予定です。5日金曜日、平成27年第2回高鍋町議会定例会が開催されます。会長・鳥井が出席予定です。水町委員も出席されます。9日火曜日、全国農業

新聞全国統一普及強調月間に伴う市町村巡回が14時50分から高鍋町役場第2会議室で開催されます。会長・木浦委員、事務局からは鳥井・佐野主査が出席予定です。11日木曜日、第41回宮崎県農業者年金受給者協議会総会が14時から宮崎県トラック協会で開催されます。会長が出席予定です。22日月曜日、現地調査9時からです。金崎委員・宇治橋委員・永友清太委員、事務局からは鳥井・佐野主査が出席予定です。22日月曜日、宮崎県農業会議第413回常任議員会議が10時から宮崎県トラック協会で開催されます。会長が出席予定です。29日月曜日、農業委員会総会となっております。14時から高鍋町役場第3会議室です。全委員・全職員出席予定です。以上です。

3ページをご覧ください。「農地の時効取得に関する通知について」。1番 大字〇〇字〇〇 〇〇番 田 1.12 m<sup>2</sup>、取得日 平成7年3月1日。権利者 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇。義務者 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇。

続きまして4ページをお開きください。「農地法第3条の3第1項の規定による届出書について」です。1番 権利者 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇、農地の所在 大字〇〇字〇〇 〇〇番 田 610 m<sup>2</sup>、取得日 平成26年5月23日、取得事由 相続となっております。あっせんの希望はありません。以上報告いたします。

続きまして5ページをお開きください。「農地法第18条第6項の規定による通知について」です。1番 農地の所在 大字〇〇字〇〇 〇〇番 畑 1,259 m<sup>2</sup>。賃貸人 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇。賃借人 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇。解約届出日 平成27年5月15日、解約成立日 平成27年4月27日、土地引渡時期 平成27年6月9日。解約の理由は合意解約です。以上報告いたします。

[議長]

ただいまの報告について、ご質問・ご意見はございませんか。

[13番]

3ページの時効取得の面積は、1.12 m<sup>2</sup>で間違いないですか。

[事務局]

間違いないです。

[議長]

他にはございませんか。【質疑なし】

それでは質問等ないようですから、以上で諸報告を終わります。

それではつづきまして、日程第4、同意第1号「農業委員会委員の辞任について」を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

[事務局]

6ページをお開きください。同意1号です。児湯農業協同組合選出である森崎委員に長年、農業委員を務めていただきましたが、今回、児湯農業協同組合選出の農業委員に変更が生じることにより森崎委員より辞任届が提出されましたので同意1号といたしまして提案いたします。

同意1号「高鍋町農業委員会委員の辞任について」下記の委員から高鍋町農業委員会委員を辞任したい旨届がありましたので、農業委員会等に関する法律第16条の規定に基づき農業委員会の同意を求めます。

記 住所 ○○大字○○ ○○番地 氏名 森崎英明。以上です。ご審議の程よろしくをお願いいたします。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、意見・ご質問はございませんか【質疑なし】

それでは質問もないようですから、採決いたします。本件原案のとおり同意することに、賛成委員の起立を求めます。起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり同意と決定いたしました。

それではつづきまして、日程第5、同意第2号「農業委員会委員の辞任について」を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

[事務局]

7ページをお開きください。みやざき農業共済組合選出である加藤委員には長年、農業委員を務めていただきましたが、今回、みやざき農業共済組合選出の農業委員に変更が生じることにより加藤委員より辞任届が提出されましたので同意2号といたしまして提案いたします。

同意2号「高鍋町農業委員会委員の辞任について」下記の委員から高鍋町農業委員会委員を辞任したい旨届がありましたので、農業委員会等に関する法律第16条の規定に基づき農業委員会の同意を求めます。

記 住所 ○○大字○○ ○○番地 氏名 加藤重喜。以上です。ご審議の程よろしくをお願いいたします。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、意見・ご質問はございませんか【質疑なし】  
それでは質問もないようですから、採決いたします。本件原案のとおり同意することに、賛成委員の起立を求めます。起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり同意と決定いたしました。

それでは続きまして、日程第6 議案第22号「農地移動適正化あっせん事業について」を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

8ページをお開きください。議案第22号「農地移動適正化あっせん事業について」。

1番 平成27年4月27日 売渡の申出です。申出者 ○○大字○○ ○○番地 ○○○○。農地の所在 大字○○字○○ ○○番 田 818㎡。

2番 平成27年5月1日 売渡の申出です。申出者 ○○大字○○ ○○9番地 ○○○○。農地の所在 大字○○字○○ ○○番 畑 6,782㎡ 他2筆。

3番 平成27年5月1日 売渡の申出です。申出者 ○○大字○○ ○○番地 ○○○○。農地の所在 大字○○字○○ ○○番 畑 731㎡ 他1筆。  
この申出につきまして、あっせん委員の指名をお願いいたします。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、ご意見・ご質問はございませんか【質疑なし】  
それでは、あっせん委員の指名をいたします。

売渡申出 1番 担当委員 10番 加藤重喜 委員となりますが先ほどの同意により加藤委員は5月31日をもって辞任されますので、次期総会にて当地区担当となった委員に担当委員となっていただきますが、暫定として担当委員が決定するまで隣接担当区域の3番 大西準一 委員をお願いいたします。

順番委員 2番 水町 茂 委員

売渡申出 2番 担当委員 12番 宇治橋俊美 委員

順番委員 3番 大西準一 委員

売渡申出 3番 担当委員 14番 渡瀬俊弘 委員

順番委員 6番 木浦由子 委員

お願いいたします。

次に日程第7 議案第23号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書承認について」を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

15 ページをお開きください。議案第23号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書承認について」でございます。

1番 農地の所在 大字〇〇字〇〇 〇〇番、地目 田 780 m<sup>2</sup>。所有権移転となります。譲渡人 〇〇 〇〇 〇〇番 〇〇〇〇、譲受人 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇。転用目的は露天資材置場・露天作業場となっております。担当の永友祥一委員よりご説明をお願いいたします。

[8番]

説明します。申請地は馬場原で〇〇〇〇の南側にある田んぼの一角です。譲受人の〇〇〇〇さんは、〇〇〇〇の社長さんで購入後は資材置場と作業場に使用するという事です。17 ページ、18 ページ、19 ページに地図等が載っておりますが、〇〇〇〇さんは今回の〇〇番、〇〇番2枚とも購入希望だったらしいんですけども、〇〇番の〇〇〇〇さんが、今は手放したくないということで今回の〇〇番だけの契約になりました。現在この田んぼは、2筆が1枚の田んぼになっていまして、境界に畦を作って、1 m くらい下げて使用するという事です。雨水は浸透式で、隣接地に転用による被害を及ぼさないように留意するという事で問題はないかと思われます。価格は 780 m<sup>2</sup>で〇〇円だそうです。以上です。

[議長]

それではここで現地調査を行った結果について、担当委員からの報告をお願いします。

[10番]

報告いたします。20日に鳥井局長、森委員、永友(祥)委員、私(加藤委員)と4名ほどで現地調査をいたしました。今、永友委員の言われた通り、現地は稲を取った後のようでしたが、隣との境界が、隣というのは〇〇〇〇さんですが、隣との境界が、耕作者が1枚にしていたということで、ちょっと分からなかったということですが、そこは畦畔、畦を作って分かるようにいたしますということでございます。それから、この土地の周りには排水が無いわけですが、畔より下げて、先ほど言われたとおり、水が外部に行かないようにするという事でございますので、資材置場、作業場としては特に問題はないと思われます。以上です。

[議長]

事務局から補足する事がありましたらお願いします。

[事務局]

申請地は、周辺農地の広がりから第1種農地と判断されますが既存施設の拡張となり、拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の敷地の面積の2分の1を超えないものについては転用許可対象となります。既存施設の面積は5,569㎡、今回の転用申請は780㎡であり既存施設面積の2分の1以下であります。

転用目的は露天資材置場、露天作業場で、面積は780㎡となっております。

転用理由は、事業拡大のために新たな資材置場・作業場を探していたところ、既存資材置場に隣接する、利用もしやすい今回申請地が売りに出されていることを知り購入することとなり今回の申請に至っております。

事業費は、土地取得費〇〇円、土地造成費〇〇円、その他〇〇円、合計〇〇円となっております。なお、金融機関の残高証明書が添付されており事業費的には問題ないと判断いたします。

申請地は隣地境界から約1m程あけ、隣接地に転用による被害が及ばないように留意するようになっております。排水なし、畦より少し下げて均し、雨水は浸透式となっております。また、近接地において先ほどもお話がございましたけれども、2筆の田を1枚として使用しております。その境界に畦畔が無い部分につきましては、畦畔を復旧することとなっております。

なお、小丸川土地改良区の意見書が転用に関して差し支えないと提出されておるところです。以上です。

[議長]

ただいま説明・報告が終わりましたが、意見・ご質問はございませんか。【質疑なし】

それでは質問もないようですから、採決いたします。本件原案のとおり承認することに、賛成委員の起立を求めます。起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり許可と決定いたしました。

[事務局]

続きまして2番です。農地の所在 大字〇〇字〇〇 〇〇番 田 面積 451㎡です。所有権移転となります。譲渡人 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇。譲受人 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇。転用目的は建売住宅となっております。担当の大西委員よりご説明をお願いいたします。

[3番]

説明いたします。この土地は蓑崎の交差点から県道、宮崎・高鍋線の光音寺橋付近の土地です。この土地を、先日25日に、20ページを見てもらうと分

かりますけど、〇〇〇〇さんの田んぼがあるんです。下の田んぼ、〇〇〇〇さんの土地を通して排水をしているものですから、そこを埋め立てられると排水できない、〇〇〇〇さんの土地がプールみたいになるということで、25日に、〇〇〇〇さんと話し合いをして、この土地の、〇〇〇〇さんの田から三角の県道沿いに、500mmのパイプを埋けて排水を作るとのことだそうです。500mmのパイプでやった場合、詰まるのではないかという意見が出まして、〇〇〇〇さんと話し合った結果、3カ所ぐらい枡を入れてもらって、泥抜きを作ってもらったらどうだろうかという話し合いはしたんですけど。ここに差し替えの図面がありますけど、この図面には枡を作るとは載っていません。雨水については県道沿いの側溝に流し、下水は公共下水道に流すということで、その点は問題ないかなと思っております。一番問題になるのが、この〇〇〇〇さんの土地から今現在はこの田んぼを通して、昔からでしょうけど、順々に上から降ろしてきた水で田を作っていたという形で、今ここで埋め立てられると〇〇〇〇さんの土地が、水浸しになるんじゃないかなということで、現実どうしたものだろうかと思ってます。皆さん審議してください。

[議長]

それではここで現地調査を行った結果について、担当委員からの報告をお願いします。

[7番]

20日、局長と私（森委員）と永友（祥）委員、加藤委員の4名で、現地調査を行いました。今担当の大西委員が言われた通りなんですけれども、葦崎交差点から南の方に約300mくらい行った県道沿いの三角の土地です。ちょうど20ページと21ページに出ておりますけど、この三角の田んぼの上に、西側に3筆ありますが、この田んぼが全部ぬた田です。用水はありますが、排水はこの田んぼには一切ありません。その関係でお互いの田んぼを使って、下に下にということになって流れてくるような田んぼです。現在では、この三角の田んぼを埋立てするというので、大西委員も言われましたが、500mmのコンクリートヒューム管を入れるということの後から差し替えがあったみたいですが、やっぱりこの500mmのヒューム管を入れても詰まるのではないかということで少し心配しているところです。排水処理がもう少しきちんとする必要があるのではないかなというふうに考えます。以上です。

[議長]

事務局から補足する事がありましたらお願いします。



[事務局]

申請地は、農地の広がりがある10ha未満の区域内にある農地であることから第2種農地と判断されます。第2種農地は転用許可の対象となります。

転用目的は建売住宅であり、面積は451㎡となっております。

転用理由は高鍋町内の都市計画用途区域を住宅建築候補地として当たっておりますが契約の成立に至らなかったため、今回の申請地が都市計画用途区域に隣接し、建築条件として申し分ないものであったため今回の申請に至っております。雨水は既存側溝に放流し、汚水は現況下水道に接続することとなっております。事業費は、土地代 〇〇円、造成費 〇〇円、建設費 〇〇円、合計 〇〇円となっております。資金については金融機関の融資予約証明書願が添付されており、事業費的には問題ないと判断いたします。

なお、小丸川土地改良区の転用については差し支えないと意見書が添付されているというところです。排水問題については、先ほど大西委員、森委員がおっしゃったように、また皆さんの方で十分協議していただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。以上です。

[議長]

ただいま説明・報告が終わりましたが、意見・ご質問はございませんか。

[11番]

排水の、このヒューム管を入れてもそれを逃がすところがないのですか。ヒューム管からどこかに流せるところはあるのですか。

[事務局]

三角の頂点の部分ですね、ここから道路の下をくぐって、図面上は水路敷はないのですけれども、コンクリート張りの立派な水路があり、上の田んぼから来た水がずっと申請地を通過して、道路の暗渠部分を通り、県道脇の、県道の西側になりますけど、そこの排水路に流れるようになっております。用水路兼用かもしれませんが。そういうふうに、田んぼの排水はされております。これと言うと、申請地から〇〇番 〇〇〇〇さんのところの田んぼの東側を通過して県道沿いにずーっと流れるようになっております。

[11番]

それは排水が綺麗になれば、いいのではないですか。水が下の田んぼに流れなければ。

[事務局]

問題は、上の田んぼの排水です。

最初、申請書が出された時は、全体をそのまま埋めるということで申請書が提示されました。20日に現地調査に行って現地を調査したところ、全部上の田んぼが、申請地を流れて排水されているということで、このまま埋め立ててしまったら上の田んぼの水が排水するところがないということで、申請者に協議しまして、なんとかならないだろうかということでお話ししましたら差し替えのヒューム管、径が500mmのヒューム管を入れるということで、差し替えがありました。

[3番]

距離が少し長いから、詰まるだろうということです。

[8番]

蚊口で、30mくらいのヒューム管を入れたところがあります。こういう場所で、10年以上たっていますけれども、もう詰まってしまって、流れないようになっている場所があります。

[11番]

ヒューム管というのは、上が空いてなくてそのままの丸ですか。U字ならいいんですけど。

[3番]

U字溝だったら1mくらい下がるんですよ。だからU字溝は入れられないんです。

[事務局]

今の田んぼの底面から宅地にされますので、建造の高さまで盛土するわけなんですけど、その高低差が1mあるでしょうかね。1mくらい下の方に側溝の底板がくることになり、蓋つきの側溝にするとしたら、1mくらいの深さがありますんで、それでヒューム管にするということになったんだと思います。

[11番]

勾配があれば。

[3番]

勾配は全然無いですよ。

[1 1 番]

だからこまりますね。

[3 番]

完全に埋まることはわかっているんですよ。

[7 番]

〇〇〇〇さん自体は、隣の耕作されてはいないんですけど、地主の〇〇〇〇さん自体は、排水の件と、ヒューム管をもう一つ真ん中に柵を作ってもらえればという話は出たんですけどね。柵があれば、泥の掃除ができるのではないのでしょうか。

[1 1 番]

掃除

[3 番]

今の段階では図面が上がってきていないんです。

[事務局]

ただ先ほど、申請者の代理に行政書士さんですけども、電話で話ししましたら、何も図面通りやるわけじゃないですよ。隣接者の方からいろいろ問題が出てきたらそれ以上のことはやりますと、農業委員会の方でも、柵を設置したらどうだろうかという意見が出るのでしたら、そういう形でやりますということで、電話の方では確認をさせていただいております、先ほど大西委員がおっしゃられたように、書類的なものとしては今あるだけしかありません。

[1 番]

単純に言って、もうひと回り大きなヒューム管にするわけにはいけないのですか。50cmでしょう。例えば1mにするわけにはいけないのですか。そうすれば流れるわけでしょう。詰まらない可能性は高いのではないのですか。

[1 1 番]

1mあれば、人間が入っていける。

[事務局]

それは可能かもしれないですけど。

[1番]

途中に柵を作るよりも簡単というか、簡単じゃないですけども、大きさを変えればですね。

[11番]

配管が詰まった時には、消防ポンプを持ってきて流さないとだめです。私たちもあったんですよ。消防のポンプを持ってきて、配管の中に放水して流れていくんです。

[事務局]

ただ、1mにした時に問題がでてくるのは、流れの関係もあるんですけども、建築基準法の関係もでてくるんです。県道側は4m以上ありますのでそのまま埋め立てできるんですけども、この町道恵良線と言う町道なんですけれども、そこは4mないものですから、セットバックと言いまして、センターから2m下がって境界と言うか、家を建てないといけないんです。その時にヒューム管を、田んぼがあって町道があつてと、仮に50cmあけるとなった時に、ヒューム管が1mで町道に飛び出さなければいいんです。底板がピシャット合えばいいんですけども。底板は出ていく先と入る先は決まっているので。底は決まります。それがヒューム管が飛び出したら、町道側が飛び出してくるので、大きくすれば詰まらなくなるんですけども、そこ辺の問題もでてくるのかなと。しっかり測量していないので何とも言えないんですけども。

[11番]

現地の方が、間に柵を作ってもらえばいいということであれば。

[3番]

図面上にちゃんと上がってきていけば問題ないだろうと思いますけど。詰まった時どうするかということで〇〇〇〇さんが、詰まった時にはそれを保障してくれるような何か契約書を入れてくれと言っていたんですよ。でもそれは、売る人は建売地として売るので、人が違ってきますからね。

[13番]

周辺農地に現状だと影響が出そうなので、このまま許可は難しいのではないかと思いますけれども。

[議長]

今事務局の方からも、先ほど電話されてから柵を現場に合わせた状況で判断

してという話もありましたけれども、両者で話し合いをもっとされて納得のいく形で書類を出してもらった方が、この総会としては一番いいのではないかと思うんですよ。そうでないと、中途半端に、採決をすると、ちょっと後々なんですけど

電話連絡だけで

[事務局]

電話では、先ほど申し上げましたように、農業委員会の方で、例えば柵を設置してくれと言うことでしたら、そういう対応はいたしますということでは、電話で確認はしておりますが。ただ、先ほどから何回も言いますけれど、書類上は出てきていません。

ただ、一般的に排水対策といいますか、そういうのについては流量計算とかしてちゃんとした規格に合った物が申請されるわけではなくて、大まかで申請されている場合が結構あるのかなと思います。転用とかについてはですね。それで、農業委員会が例えば、ヒューム管の200mで申請して、委員会でOKが出たから200mのままでいいんだ、そういうことにはならないと思うんですね。ちゃんと流量計算をしてもらって、申請の時は200mだったけど、現地詳細設計してみたら300mだったと。周りの方からも200mじゃ駄目だから考えてください、300mに本来はするべきだと思うんです。農業委員会で許可が下りたからその通りやるということではないと思うんですけれども、一般的な考え方としては申請をあげましたと、農業委員会に。私の言い方も矛盾がありますが、それで通ったんだからそれでやりますという方も中にはいらっしゃるんじゃないかなと思います。先ほど永友（清）委員がおっしゃったように、今のまま、この図面のままでいったら、詰まる可能性もあるということでしたので周りの耕作地、田んぼに影響を与えかねないのかなというふうには考えるところです。

[議長]

多分両者の話し合いがまだできてないみたいで、理解がされていないような感じがします。柵を入れて、こちらの方としてもそのままの500mをするだけというかんじもありますし、隣の上の人の、水がもうそこで詰まったら、上は水浸しになるということが心配で、両者で話し合って、そこに柵を入れるなら柵を入れるで、正式な図面と正式な話し合いで何かあった時の対応策をお互いで話し合ってもらって、それからあげてもらった方がいいのかなと思うんですけど。ただ、保留という形で次回にというのも一つの案なんですけれども。他の意見があればよろしくお願いします。

[14番]

農業委員会としては、田んぼが大事なんです。はっきりしてからの方がいいんじゃないんですかね。

[7番]

回りの地権者の方と話し合いをしていただいて、地権者の意見を聞いていただいて、賛成していただいた状況を把握したうえでどんなふうに進めるかというのを、具体的にもう一回資料を出してもらったらどうかなと思います。

[10番]

これは、やっぱり地権者と隣接の農地権利者が、納得のいくことができないと、ここで許可しても、またトラブルのもとになると思うんですよ。だからお互い、買い手の人と話し合いをとことんしてもらって納得してから許可を出した方がいいのではないですか。

[11番]

〇〇〇〇さんていうのは、〇〇〇〇さんです。

[議長]

いろんな意見がありましたけれども、保留という形にすれば来月にあげられて、そのままうまくいくような感じだと思いますので、保留のほうでよろしいでしょうか。【はい（賛成）声有り】それでは全員保留ということで、決定いたしました。

次に日程第8 議案第24号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の取消について」を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

24ページをお開きください。議案第24号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の取消について」です。平成27年第1回高鍋町農業委員会総会において、承認を受けた所有権移転となります。

1番 農地の所在 大字〇〇字〇〇 〇〇番 畑 1,132㎡。所有権を移転する者 〇〇 〇〇 〇〇番地 公益社団法人 宮崎県農業振興公社、所有権の移転を受ける者 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇。担当の宇治橋委員よりご説明をお願いいたします。

[12番]

この土地は、廻尾、上永谷の坂の方にあがる道ですね。ちょうど〇〇〇〇さんの鶏舎、ハウス等があります。この土地も所在も今現在の〇〇〇〇さんの土地の隣にあるということです。これまで〇〇〇〇さんが、トマトの作付けをしており、この後、ここで取り消して、9月末までに再度計画してやろうということで、一応そういうことになっております。

[議長]

事務局及び担当委員の説明が終わりました。ご意見・ご質問はございませんか【質疑なし】

それでは質問もないようですから、採決いたします。本件原案のとおり承認することに、賛成委員の起立を求めます。起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認と決定いたしました。

次に日程第9 議案第25号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の決定について」を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

「事務局」

25ページをお開きください。議案第25号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」です。利用権設定になります。

1番 農地の所在 大字〇〇字〇〇 〇〇番 田 991 m<sup>2</sup> 他 1筆。利用権を設定する者 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇、利用権の設定を受ける者 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇。担当の加藤委員よりご説明をお願いいたします。

[10番]

説明いたします。これは、〇〇〇〇さんが〇〇〇〇さんの田んぼを借り受けて耕作するということですが、場所は、下屋敷公民館から東の方に3、400m行った所にあります。実は〇〇〇〇さんが耕作利用権設定をしていた時は他の人が耕作をしていたということで急遽田んぼを探して来られたらこの農地があったということで利用権を設定されるということでございます。〇〇〇〇さんは、認定農業者でもありますし、水田を中心に白菜・キャベツを作付けしており、また農作業受託もかなりやっております。飼料稲の梱包や稲刈り、田植えなどを中心にやっております、担い手にしても優秀な1人ではないかと思っております。どうぞよろしく申し上げます。

[議長]

事務局及び担当委員の説明が終わりました。ご意見・ご質問はございませんか【質疑なし】

それでは質問もないようですから、採決いたします。本件原案のとおり承認することに、賛成委員の起立を求めます。起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認と決定いたしました。

[事務局]

2番 農地の所在 大字〇〇字〇〇 〇〇番 畑 3,937 m<sup>2</sup> 他2筆。利用権を設定する者 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇、利用権の設定を受ける者 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇。担当の宇治橋委員よりご説明お願いいたします。

[12番]

説明いたします。この大字南高鍋式本松というのは雲雀山になるんですが、これは2月のあっせん委員会に出てきていた土地です。この上の畑、水谷原ということになっておりますが、この3,937 m<sup>2</sup>は、この雲雀山の土地だけをあっせんということでやっていたんですけれども、ここも作ってくれということで、〇〇〇〇さんが借り受けたということで、3筆となっております。〇〇〇〇さんもこの地域にたくさん畑も耕作しておられますし、また優良な会社でもありますし、問題はないと思います。反当〇〇円 総額〇〇円ということで、成立しております。

よろしく申し上げます。

[議長]

事務局及び担当委員の説明が終わりました。ご意見・ご質問はございませんか【質疑なし】

それでは質問もないようですから、採決いたします。本件原案のとおり承認することに、賛成委員の起立を求めます。起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認と決定いたしました。

[事務局]

26ページをお開きください。所有権移転です。1番 農地の所在 大字〇〇字〇〇 〇〇番 畑 1,259 m<sup>2</sup>。所有権を移転する者 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇、所有権の移転を受ける者 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇。担当の宇治橋委員よりご説明お願いいたします。

[12番]



これは先ほど5ページで、合意解約になった土地です。〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんとは同級生だそうです。それで今まで、合意解約されるまで、現状畑を作っておられるんですけど、芝を作っておられます。そこで〇〇〇〇さんの方から買ってくれるかということで、〇〇〇〇さんが買いますということで成立したものです。面積が1,259㎡ 総額 〇〇円になっております。以上です。

[議長]

事務局及び担当委員の説明が終わりました。ご意見・ご質問はございませんか。【質疑なし】

それでは質問もないようですから、採決いたします。本件原案のとおり承認することに、賛成委員の起立を求めます。起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認と決定いたしました。

続きまして、日程第10 議案第26「平成26年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価及び、平成27年度の目標及びその達成に向けた活動計画について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

[事務局]

27ページをお開きください。議案第26号「平成26年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価及び、平成27年度の目標及びその達成に向けた活動計画について」を説明させていただきます。この件につきましては第3回総会におきましてご審議いただくとともにご承認いただき、4月1日から4月30日の間一ヶ月間、高鍋町ホームページに掲載、また、窓口にて閲覧し、広く意見の募集を行いました。結果といたしましては意見等につきましては、寄せられませんでした。

そのことを報告し、「平成26年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価及び、平成27年度の目標及びその達成に向けた活動計画について」を原案のまま再度提案しご承認をいただきたく思います。なお、詳細につきましては第3回総会にて説明いたしましたので省略させていただきます。以上です。よろしく願いいたします。

[議長]

事務局の説明が終わりましたが、ご質問・ご意見はございませんか【異議なし】

それでは、質問もないようですから採決いたします。本件原案のとおり承認す

ることに、賛成委員の起立を求めます。起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認と決定いたしました。

以上で、本日の議案のすべてを終わります。これをもちまして、平成27年第5回高鍋町農業委員会総会を閉会いたします。ありがとうございました。

(15時12分終了)

高鍋町農業委員会会議規則第9条の規定により、ここに署名する。

議 長 会 長

署名委員 13番

署名委員 14番